

調查報告書

2022年12月

浜松市博物館資料紛失再調査委員

目 次

第1	調査の概要	1
1	浜松市博物館資料紛失再調査委員について	1
2	調査の目的	1
3	調査の期間及び方法	2
第2	調査の前提となる事実	3
1	事実の概要	3
2	紛失資料	3
3	浜松市調査により判明した事実	3
4	再調査開始前に浜松市が職員聴取等に基づき認識した内容	4
5	報道発表までの経緯	6
6	報道発表	7
7	浜松市博物館における博物館資料の状況	13
第3	調査の結果	15
1	浜松市調査の検証	15
2	再調査委員による追加調査	16
3	再調査委員による検証結果	16
第4	再発防止策の提言	19
1	博物館の運営体制について	19
2	博物館資料の意義、特色について	20
3	浜松市の物品管理体制について	20
4	職員倫理、人事・組織の在り方について	21
第5	まとめ	22
	(参考) 再調査に使用した資料の一覧	23

第1 調査の概要

1 浜松市博物館資料紛失再調査委員について

浜松市博物館資料紛失再調査委員（以下「再調査委員」という。）は、浜松市が、2022年3月25日に公表した浜松市博物館資料紛失（以下「本件」という。）に係る重要事項について調査させることを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき置かれたものである。したがって、この報告書の第3、第4の記載は各委員の意見を列挙した。

再調査委員は、①博物館の管理及び運営に関する学識経験を有する者、②法律に関する学識経験を有する者、③公共団体における財産管理に関する学識経験を有する者、④警察業務に関する学識経験を有する者から、次の5名が選任された。

①博物館の管理及び運営に関する学識経験を有する者	
笹原 恵	静岡大学情報学部長
富田 和俊	博物館アドバイザー
②法律に関する学識経験を有する者	
鈴木 孝裕	弁護士
③公共団体における財産管理に関する学識経験を有する者	
山田 夏子	公認会計士
④警察業務に関する学識経験を有する者	
山本 能正	元警察官

2 調査の目的

再調査委員による調査の目的は、本件に係る浜松市の調査、報告等（以下「浜松市調査」という。）に係る検証及び再発防止に向けた提言を行うものである。

(1) 博物館資料の紛失（以下「資料紛失」という。）から2022年3月25日の公表までの経緯に係る検証

- ア 博物館資料の管理体制について
- イ 長期にわたる虚偽の報告について
- ウ 調査・紛失資料探索の在り方について

(2) 再発防止に向けた提言

- ア 博物館の運営体制について
- イ 博物館資料の意義・特色について
- ウ 浜松市の物品管理体制について
- エ 職員倫理・組織・人事の在り方について

3 調査の期間及び方法

(1) 調査の期間

2022年6月7日から2022年11月4日まで

(2) 調査の方法

本件に係る浜松市調査に際して作成された関係資料の閲覧、調査に関わった職員からの聞き取り、収蔵庫の視察などに基づき検証した。

また、上記を踏まえ、当時の浜松市博物館における博物館資料の管理の実態について更なる検証に向け、再調査委員による追加調査として、過去に文化財課（博物館を含む。）に在籍していた職員6名（退職者1名を含む。）に対する聞き取りを行った。

開催日		議 題
第1回	6月7日(火)	・委員委嘱 ・事案の概要説明 ・収蔵庫現地確認
第2回	6月24日(金)	・再調査の論点整理 ・文化財課による調査報告
第3回	7月12日(火)	・調達課による調査（物品検査等）説明・報告
第4回	8月3日(水)	・総務部による調査報告
第5回	8月18日(木)	・今後の方向性について
第6回	9月2日(金)	・関係者ヒアリング
第7回	10月11日(火)	・関係者ヒアリング
第8回	10月24日(月)	・報告書のとりまとめ
第9回	11月4日(金)	・報告書のとりまとめ

第2 調査の前提となる事実

1 事実の概要

2021年度に実施した備品調査を通じて、浜松市博物館が所蔵する博物館資料6点¹の紛失を確認した。

(1) 2021年11月29日 報道発表

「浜松城二の丸絵図」(重要物品²)を含む博物館資料(備品³)6点が紛失

(2) 2022年3月25日 報道発表

探索した結果1点を発見したものの、5点が不明のまま

(3) 2022年8月19日 報道発表

さらに探索した結果3点を発見したものの、2点が不明のまま

2 紛失資料

(1) 東海道名所図会 1組 ※2021年12月10日発見
(購入年月日：1984年11月29日 / 購入額：120,000円)

(2) 伊勢暦(佐藤伊織) 全45冊組のうち1冊
(購入年月日：1987年10月3日 / 購入額：50,000円)

(3) 遠州五千石御替地図(川東領) 1枚 ※2022年8月16日発見
(購入年月日：1995年5月19日 / 購入額：721,000円)

(4) 遠州浜名五千石図(浜名領) 1枚 ※2022年8月16日発見
(購入年月日：1995年5月19日 / 購入額：721,000円)

(5) 浜松城二の丸絵図 1枚 ※2022年8月16日発見
(購入年月日：1995年5月19日 / 購入額：2,060,000円)

(6) 金原明善書簡 1通
(購入年月日：2001年10月30日 / 購入額：26,250円)

3 浜松市調査により判明した事実

- ・2011年度には「浜松城二の丸絵図」の所在不明を認識し、探索を開始したが、調達課に不明及び探索中であることの事実を報告せず、備品調査報告書⁴において2020年度まで「不明物品なし」と虚偽報告

¹ 点：品名等において、複数の博物館資料を一括で捉えているものを含んだ員数詞

² 備品のうち、取得価格又は評価価格が200万円以上の物品

³ 1年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価格又は評価価格が2万円以上の物品

⁴ 物品管理者又は物品取締員は、毎年、備品全品と備品台帳を照合し、指定期日までに調達課へ備品調査報告書を提出する。

- ・2018年度の物品検査⁵において、「浜松城二の丸絵図」について他の博物館資料の箱を示すなど虚偽報告
- ・紛失した時期や紛失に関わった職員は特定に至らず

4 再調査開始前に浜松市が職員聴取等に基づき認識した内容

【 】は年度

(1) 「東海道名所図会」について	
	・【2018】第1収蔵庫内の文書箱の調査を終了した職員が紛失の可能性を認識
	・【2021】収蔵庫内で発見（榎木家資料の中に混在）された資料が当該「東海道名所図会」であることを確認（12月10日）
(2) 「伊勢暦」について	
	・なし（経緯不明）
(3) 「遠州五千石御替地図（川東領）」について	
	・【2003】同年度まで在籍した職員が「遠州五千石御替地図（川東領）」「遠州浜名五千石図（浜名領）」「浜松城二の丸絵図」の3点がまとめて風呂敷に包まれて保管されていたことを記憶している
	・【2018】磐田市からの資料照会に対応した職員が所定の位置にないことを認識
	・【2018】第1収蔵庫内の文書箱の調査を終了した職員が紛失の可能性を認識（ただし、第2、第3収蔵庫までは確認できていない）
(4) 「遠州浜名五千石図（浜名領）」について	
	・【2003】同年度まで在籍した職員が「遠州五千石御替地図（川東領）」「遠州浜名五千石図（浜名領）」「浜松城二の丸絵図」の3点がまとめて風呂敷に包まれて保管されていたことを記憶している
	・【2005】浜松市が合併する前に細江町に貸出、細江資料館にて展示（6月12日～7月10日）。返却記録はなし
	・【2018】第1収蔵庫内の文書箱の調査を終了した職員が紛失の可能性を認識（ただし、第2、第3収蔵庫までは確認できていない）
(5) 「浜松城二の丸絵図」について	
	・【2003】同年度まで在籍した職員が「遠州五千石御替地図（川東領）」「遠州浜名五千石図（浜名領）」「浜松城二の丸絵図」の3点がまとめて風呂敷に包まれて保管されていたことを記憶している
	・【2006～2011】この時期に在籍した職員が他の職員から「浜松城二の丸絵図が所定の位置に見当たらない」と聞かされた記憶がある
	・【2009】国民文化祭展覧会「絵図に見る浜松城」開催（10月24日～11月8日）。「浜松城二の丸絵図」を展示した記録はなし
	・【2011】博物館常設展リニューアル、「城絵図展」開催（11月19日～2012年1月9日）

⁵ 調達課職員が検査員となり、書類検査のほか、実地検査を行う。3年に1度の周期で実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・【2011】「城絵図展」に「浜松城二の丸絵図」が展示されなかったため所在不明を認識した職員が、別の職員から見当たらないことを聞く
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2011】職員から所在不明の報告を受けた上席職員は定位置に戻っていないだけだと思ひ込み、使用した際には元の位置に戻すよう指示したのみ
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2011】一部の職員が資料の整理（探索）を始める
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2015】物品検査に対応した職員は上席職員に結果報告するが、上席職員は報告を受けた記憶なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2018】第1収蔵庫内の文書箱の調査を終了した職員が紛失の可能性を認識（ただし、第2、第3収蔵庫までは確認できていない）
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2018】物品検査に際して、対応職員は上席職員に「浜松城二の丸絵図」の実物がないことを報告するが、上席職員からは「次の検査までに探すしかない」と言われ、上席職員と相談のうえで別の資料の箱を示して対応した。ただし、上席職員の中には物品検査そのものの記憶がないとする者もいる
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2019～2020】2020年度の博物館特別展「浜松城展」の開催に向けて準備を進めるにあたり、多くの博物館職員が「浜松城二の丸絵図」の紛失の可能性を認知
	<ul style="list-style-type: none"> ・【2020】博物館職員から文化財課長へ紛失の可能性を知らされる
(6) 「金原明善書簡」について	
	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時（2001年度）に見た記憶がある職員はいるが、その後の経緯は不明
(7) その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ・2017～2020年度に博物館から調達課へ提出された「備品調査報告書」では、不明物品等の該当件数は「0」と報告されている。書類の保存年限が5年であるため、2016年度以前については不明
	<ul style="list-style-type: none"> ・調達課による物品検査（実地検査）は2010年度、2015年度、2018年度、2021年度に実施された。書類の保存年限が5年であるため、2010年度及び2015年度の検査に係る指摘事項詳細は不明

5 報道発表までの経緯

年月日	内 容
2020年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>浜松城二の丸絵図</u>」が所在不明であることについて、博物館職員から文化財課長へ報告あり ・文化財課長から博物館長へ探索を指示
2021年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・調達課より物品管理者及び物品取締員に対し、「備品調査報告書の提出」依頼に係る通知を発出 ・博物館資料の現状確認が本格化
7月1日 ～ 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財課及び博物館による関係職員（15名[※]）への聞き取り ※11月18日の追加聞き取りを含む
7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明の博物館資料について、博物館長から文化財課長及び文化振興担当部長へ報告
7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「備品調査報告書」の提出 ・所在不明の博物館資料について、詳細資料を作成し、博物館長から調達課長へ提出
8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明の博物館資料について、副市長へ報告
8月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財課、調達課、政策法務課、人事課による協議開始
8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館による関係職員（19名）へのアンケート調査（7月末時点における、博物館資料に関する認識確認）
9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館による関係職員（7名）へのアンケート調査（2010年度・2015年度・2018年度の物品検査に関する認識確認）
10月29日 ～ 11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「物品検査」により、<u>博物館資料6点の紛失</u>について調達課が<u>確認</u>
11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表 「浜松市博物館資料（備品）の紛失について」
12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失した博物館資料のうち、「<u>東海道名所図会</u>」の発見 ・浜松中央警察署へ情報提供
2022年1月13日 ～ 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課、政策法務課による関係職員（9名）への聞き取り
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表 「紛失した浜松市博物館資料（備品）の調査結果について」
8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失した博物館資料のうち、「<u>遠州五千石御替地図（川東領）</u>」「<u>遠州浜名五千石図（浜名領）</u>」「<u>浜松城二の丸絵図</u>」の発見 ・浜松中央警察署へは8月18日に情報提供
8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表 「紛失した浜松市博物館資料（備品）の一部発見について」

6 報道発表

(1) 2021年11月29日「浜松市博物館資料（備品）の紛失について」

令和3年11月29日

報道発表

浜松市市民部文化財課

TEL 053-457-2466

浜松市財務部調達課

TEL 053-457-2176



浜松市博物館資料（備品）の紛失について

令和3年度に実施した物品検査を通じて、下記のとおり浜松市博物館が収蔵する資料6件^{※1}の紛失を確認しました。紛失の時期や経緯など詳細については現在調査中です。

記

1 紛失資料（詳細は別紙参照）

- (1) 東海道名所図会 1組
とうかいどうめいしよ ず え
- (2) 伊勢暦（佐藤伊織）全45冊組のうち1冊
いせごよみ さとういおり
- (3) 遠州五千石御替地図（川東領） 1枚
えんしゅうごせんごくおんかえちず かわひがしりょう
- (4) 遠州浜名五千石図（浜名領） 1枚
えんしゅうはまなごせんごくず はまなりょう
- (5) 浜松城二の丸絵図 1枚
はままつじょうに まるえず
- (6) 金原明善書簡 1通
きんばらめいぜんしょかん

2 浜松市博物館について

中区蛸塚四丁目に所在する人文系（考古・歴史・民俗）博物館。昭和54年（1979年）開館。平成17年（2005年）の市町村合併を経て、市民ミュージアム浜北、舞阪郷土資料館、姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館、春野歴史民俗資料館、水窪民俗資料館の5つの分館を有する。収蔵品のうち、備品^{※2}である資料は286件。第2種事業所として市民部文化財課が所管する。

※1 資料の数え方（員数詞）について

件：品名等において、複数の資料を一括で捉えているものを含んだ員数詞

※2 1年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価額又は評価価額が2万円以上のものをいう。

3 そのほか

紛失資料について情報がございましたら、文化財課まで御提供をお願いいたします。

【問合せ先】

市民部文化財課 TEL 053-457-2466

財務部調達課 TEL 053-457-2176

※本日は対応のため、午後7時まで待機しています。

紛失資料の詳細

No.	品名等	購入年月日	購入金額
1	東海道名所図会 1組	昭和59年11月29日	120,000円

江戸時代の道中案内書。6冊がセットになっている。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
2	伊勢暦（佐藤伊織）のうち1冊	昭和62年10月3日	50,000円

江戸時代から明治時代に作られた、月日、季節、日出日没、月の満ち欠け、六曜などを記した当時のカレンダー。45冊組のうち1冊（嘉永三年庚戌）のみ紛失。佐藤伊織は暦師の名。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
3	遠州五千石御替地図（川東領） 1枚	平成7年5月19日	721,000円



延宝9年（1681）、浜松藩領（藩主青山家の時代）の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図。次のNo.4と組み合うもの。大きさは139cm×109cm（概数）。No.3からNo.5は同梱であった。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
4	遠州浜名五千石図（浜名領） 1枚	平成7年5月19日	721,000円



延宝9年（1681）、浜松藩領の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図で、前のNo.3と組み合うもの。大きさは104cm×71cm（概数）。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
5	浜松城二の丸絵図 1枚	平成7年5月19日	2,060,000円



浜松城内にあった二の丸御殿を描いた平面図。17世紀（藩主青山家の時代）。大きさは196cm×146cm（概数）。重要物品（取得価格が200万円以上）である。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
6	金原明善書簡 1通	平成13年10月30日	26,250円

古文書の類。金原明善が前田正名（薩摩藩出身、明治期に地方の産業振興に尽力した人物）へ宛てた書簡。

(2) 2022年3月25日「紛失した浜松市博物館資料（備品）の調査結果について」

令和4年3月25日

報道発表

浜松市市民部文化財課

TEL 053-457-2466



浜松市

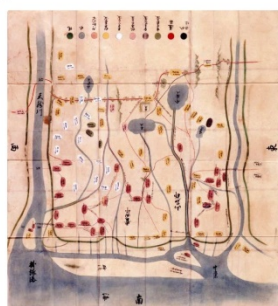
紛失した浜松市博物館資料（備品）の調査結果について

令和3年11月29日に紛失を公表した浜松市博物館が収蔵する資料6件について、紛失の時期や経緯に係る調査が終了しました。調査中に1件を発見したほかは情報提供もなく、紛失していることを再確認しました。調査結果は以下の通りです。

No.	品名等	区分	調査結果
1	とうかいどうめいしよづえ 東海道名所図会 1組	発見	博物館が所蔵する別の資料中に混在
2	いせごよみ さとういおり 伊勢暦（佐藤伊織）のうち1冊	紛失	紛失した時期や経緯は不明
3	えんしゅうごせんごくおんかまちず 遠州五千石御替地図（川東領）1枚	紛失	平成17年6月から7月まで遠州浜名五千石図が他館で展示された後、遅くとも平成23年の間のうちに紛失した可能性が高い。
4	えんしゅうはまなごせんごくず 遠州浜名五千石図（浜名領）1枚		
5	はままつじょうに まるえぜ 浜松城二の丸絵図 1枚		
6	きんばらめいぜんしよかん 金原明善書簡 1通	紛失	紛失した時期や経緯は不明

※No.3～No.5は、3枚まとめて風呂敷に包まれていた。

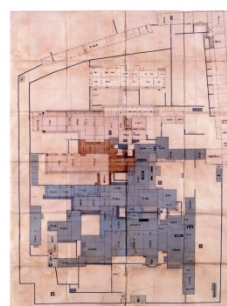
資料の紛失に至った原因については、資料管理の不徹底、セキュリティの不備、閉鎖的な組織風土の固着、職員の公務員倫理の意識不足などの要因が複合していると捉えられます。早急に改善できる課題については対策を講じるとともに、中長期的な課題については、今後の方針を定めた上で対応策を徹底し、再発防止に努めてまいります。



No. 3



No. 4



No. 5

調査結果の詳細

No.	品名等	購入年月日	購入金額
1	東海道名所図会 1組	昭和 59 年 11 月 29 日	120,000 円

江戸時代の道中案内書。印刷されたもので6冊がセットになっている。

【事実関係確認結果】

所定の場所とは異なる未整理の寄贈資料の中から発見された。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
2	伊勢暦（佐藤伊織）のうち1冊	昭和 62 年 10 月 3 日	50,000 円

江戸時代から明治時代に作られた、月日、季節、日出日没、月の満ち欠け、六曜などを記した当時のカレンダー。45冊組であるが、そのうちの1冊（77番）のみ紛失。佐藤伊織は曆師の名。

【事実関係確認結果】

昭和 62 年 10 月に購入後、展示や貸出の履歴が確認できなかった。当該資料を見た職員もいないことから、紛失した時期や経緯は不明と結論づけられる。

No.3～No.5は風呂敷に包まれて同梱であったことからまとめて記載

No.	品名等	購入年月日	購入金額
3	遠州五千石御替地図（川東領） 1枚	平成 7 年 5 月 19 日	721,000 円

宝永 9 年（1681）、浜松藩領（藩主青山家の時代）の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図。次のNo.4と組み合うもの。大きさは139cm×109cm（概数）。No.3からNo.5は同梱であった。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
4	遠州浜名五千石図（浜名領） 1枚	平成 7 年 5 月 19 日	721,000 円

宝永 9 年（1681）、浜松藩領の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図で、前のNo.3と組み合うもの。大きさは104cm×71cm（概数）。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
5	浜松城二の丸絵図 1枚	平成 7 年 5 月 19 日	2,060,000 円

浜松城内にあった二の丸御殿を描いた平面図。17世紀（藩主青山家の時代）。大きさは196cm×146cm（概数）。重要物品（取得価格が200万円以上）である。

【事実関係確認結果】

平成 15 年まで 3 点まとめて風呂敷に包まれていたことを複数の職員が証言。平成 17 年 6 月から 7 月に細江町歴史民俗資料館で開催された「姫街道」展にNo.4が貸し出された記録が確認できる。その後、浜松市博物館で平成 23 年 11 月から翌 1 月に開催された「城絵図」展の企画にあたり、No.5の出品が検討されたが所定の場所に収蔵されておらず、本企画での出品が見送られた。このことから、平成 17 年から遅くとも平成 23 年までに 3 点同時に紛失した可能性が高いと判断される。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
6	金原明善書簡 1通	平成 13 年 10 月 30 日	26,250 円

古文書の類。金原明善が前田正名（薩摩藩出身、明治期に地方の産業振興に尽力した人物）へ宛てた書簡。

【事実関係確認結果】

平成 13 年 10 月に購入後、展示や貸出の履歴が確認できなかった。当該資料を見た職員もいないことから、紛失した時期や経緯は不明と結論付けられる。

(3) 2022年8月19日「紛失した浜松市博物館資料（備品）の一部発見について」

令和4年8月19日

報道発表

浜松市市民部文化財課

TEL 053-457-2466



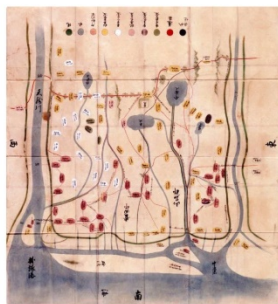
紛失した浜松市博物館資料（備品）の一部発見について

令和3年11月29日及び令和4年3月25日に紛失を公表した浜松市博物館が収蔵する資料（備品）について、新たに3件を発見しました。

記

1 発見資料（備品） 詳細は別紙のとおり

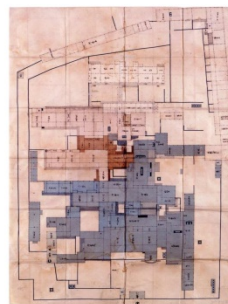
- (1) 遠州五千石御替地図（川東領）1枚
- (2) 遠州浜名五千石図（浜名領）1枚
- (3) 浜松城二の丸絵図 1枚



(1)



(2)



(3)

※上記の画像が必要な場合は、広聴広報課へお問い合わせください。

2 発見日・発見場所

- (1) 発見日 令和4年8月16日（火） 午後2時45分頃
- (2) 発見場所 浜松市博物館収蔵庫

3 発見の経緯等

民俗資料の現状把握を行っていた博物館職員が、資料確認のため、床に置かれていた未整理の大型民具を移動したところ、民具の部材と部材の間に風呂敷に包まれた状態の資料3件を発見した。

資料の詳細

【令和4年8月16日に発見された資料（備品）】※以下3件が風呂敷に同梱されていた

品名等	購入年月日	購入金額
遠州五千石御替地図（川東領） 1枚	平成7年5月19日	721,000円

宝永9年（1681）、浜松藩領（藩主青山家の時代）の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図。次の「遠州浜名五千石図（浜名領）」と組み合わせるもの。大きさは139cm×109cm（概数）。

品名等	購入年月日	購入金額
遠州浜名五千石図（浜名領） 1枚	平成7年5月19日	721,000円

宝永9年（1681）、浜松藩領の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図で、前の「遠州五千石御替地図（川東領）」と組み合わせるもの。大きさは104cm×71cm（概数）。

品名等	購入年月日	購入金額
浜松城二の丸絵図 1枚	平成7年5月19日	2,060,000円

浜松城内にあった二の丸御殿を描いた平面図。17世紀（藩主青山家の時代）。大きさは196cm×146cm（概数）。重要物品（取得価格が200万円以上）である。

【引き続き未発見である資料（備品）】

品名等	購入年月日	購入金額
伊勢暦（佐藤伊織）のうち1冊	昭和62年10月3日	50,000円

江戸時代から明治時代に作られた、月日、季節、日出日没、月の満ち欠け、六曜などを記した当時のカレンダー。45冊組であるが、そのうちの1冊（77番）のみ紛失。佐藤伊織は暦師の名。

品名等	購入年月日	購入金額
金原明善書簡 1通	平成13年10月30日	26,250円

古文書の類。金原明善が前田正名（薩摩藩出身、明治期に地方の産業振興に尽力した人物）へ宛てた書簡。

7 浜松市博物館における博物館資料の状況

(1) 浜松市博物館の概要

- ・浜松市中区蛸塚四丁目に所在する人文系（考古・歴史・民俗）博物館
- ・1979年に開館
- ・市民部文化財課が所管する第二種事業所⁶（直営施設）
- ・2005年の市町村合併を経て、市民ミュージアム浜北、舞阪郷土資料館、姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館、春野歴史民俗資料館、水窪民俗資料館の5分館を有する

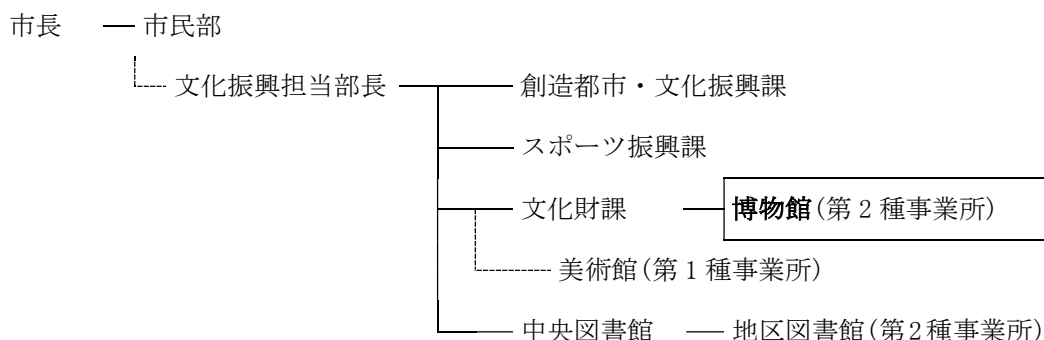


図1 浜松市組織図（一部抜粋、2022年4月1日現在）

表1 職員数（2022年4月1日現在）

区分	事務職員	指導主事	会計年度 任用職員	計 (内、学芸員)
博物館長	1 (0)	—	—	1 (0)
博物館運営グループ	2 (0)	—	2 (0)	4 (0)
博物館学芸グループ	4 (4)	2 (0)	5 (1)	11 (5)
計	7 (4)	2 (0)	7 (1)	16 (5)

(2) 警備体制

ア 施設全体

- ・赤外線センサーによる全館機械警備（夜間及び閉館時）
- ・職員通用口はオートロック（2012年7月導入）
- ・職員以外は、カメラ付きドアホンにより事務室で解除

イ 収蔵庫

- ・常時施錠
- ・鍵は、管理責任者（博物館長、不在時は代理者を設置）が管理
- ・博物館長席の脇のキーボックス（未施錠、使用簿なし）で管理⁷
- ・管理責任者は、業務終了時に鍵の返却状況を確認
- ・収蔵庫の入室記録はなし⁸

⁶ 特定の業務を担うグループ相当の組織、2006年度までは第1種事業所（特定の業務を担う課相当の組織）

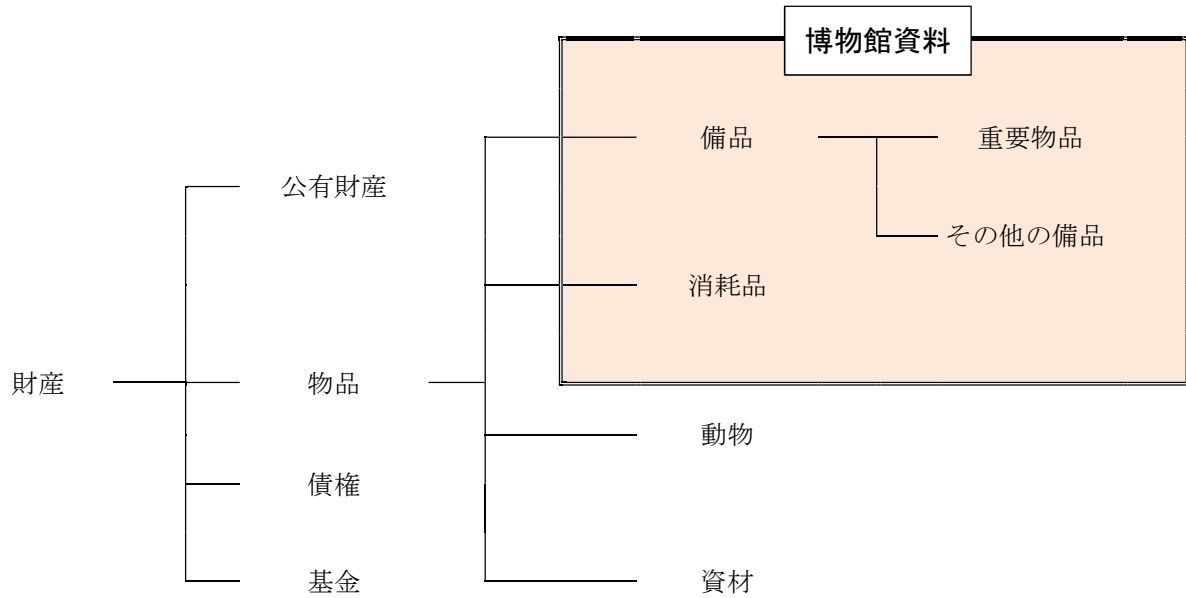
⁷ 2022年3月11日以降、テンキー（暗証番号）施錠式キーボックス及び使用簿による管理

⁸ 2022年3月11日以降、入室記録簿による管理

表2 博物館資料の収蔵状況

	区分	面積 (㎡)	収蔵分野	資料数 (点)
本館	第1収蔵庫	298.6	歴史・民俗	約 20,000
	第2収蔵庫	103.7	歴史・民俗	約 2,500
	第3収蔵庫	194.9	考古・歴史	約 61,000
	第4収蔵庫	66.0	考古・民俗	約 6,000
	別館	115.0	考古	約 500
	計	778.2		約 90,000
分館等※	—	—	考古・歴史・民俗	約 70,000
	合計	—		約 160,000

※分館等…5分館、10収蔵施設



※地方自治法 237 条 1 項、浜松市物品管理規則 3 条、40 条

図2 物品と博物館資料の関連図

第3 調査の結果

1 浜松市調査の検証

(1) 検証の視点

調査は適切かつ十分に実施されていたか

(2) 検証結果

- ・浜松市調査は、主に紛失の経緯と時期を明らかにすることを目的としている。浜松市調査においては、本件関係者と考えられる博物館職員を可能な限り過去に遡って対象とした聞き取り調査及びアンケート調査を実施するとともに、関係書類の閲読、検証等を組み合わせて実施している。調査実施体制や聞き取り調査の方法などに「(3) 意見等」に記載のとおり一部配慮に欠ける点が見られるが、総じて適切かつ十分であったと考える。
- ・浜松市調査において、「資料紛失」や「長期にわたる虚偽報告」が発生した背景の検証は十分ではなかった。背景を検証することは、本件類似事案の再発防止のみならず、今後の博物館の運営、ひいては浜松市の組織運営の改善に繋がるため、「2 再調査委員による追加調査」に記載のとおり、再調査委員による追加調査を実施した。
- ・6点の博物館資料が紛失していることを前提に再調査を実施してきたが、2021年11月の報道発表以降、2021年12月に1点、さらに本再調査期間中の2022年8月には3点、計4点が収蔵庫内で発見された。2022年3月までに十分に探索したと説明がなされていた紛失資料の一部が収蔵庫で発見されたことは驚きであり、収蔵庫全てを何回も探索したが発見に至らなかったことは大変遺憾である。
- ・探索を丁寧に行っていれば、ここまで大きな問題とはならなかった。整理整頓の不徹底や管理のずさんさがクローズアップされる。紛失を認識したときの対応が適切であったとはいえ、もっと早い段階で第三者の視点を入れた調査などが必要であった。

(3) 意見等

- ・聞き取り調査について、調査対象者である者が別の者を聞き取りしていたり、対象者ごとに聞き手が代わったりしているが、聞き手を固定し、その者が継続して調べることで真実が見えてくるものと考ええる。ただし、2021年7月1日からの調査については、状況を把握するために博物館長が中心となって実施したものでありやむを得ないところもある。
- ・2022年1月以降の調査については、利害関係を有しない総務部が実施していることから妥当であるといえる。
- ・浜松市調査について、不祥事の当事者である文化財課（博物館を含む。）及び物品検査を通じ利害関係がある調達課において実施されている。しかしながら、調査の公平性を担保するためには、本件と直接の利害関係を有しない例えば市民部（文化振興担当）の総合調整担当課である創造都市・文化振興課などによる実施が適切であった。また、浜松市調査では、懲戒権行使の目的で総務部人事課、政策法務課による関係職員に対する

ヒアリングも実施されているが、真相究明のためには、懲戒権行使の目的に限定せず他の部局による調査も有効であったと思われる。

- ・紛失資料の探索についても、文化財課（博物館を含む。）ではなく、他の部・課あるいは上位の職責にある者に指揮をとらせた方が、先入観もなく緊張感をもって実施できたと思われる。
- ・浜松市調査では、主に紛失の経緯と時期を明らかにすることを目的としているため、主な聞き取り対象者は学芸員となっているが、責任者として博物館長の言動等を聞き取ることが重要であり、また、上席である文化財課長についても同様であった。
- ・相当の時間が経過しているため、博物館資料の紛失に関する行為者の特定は困難であると考えるが、一方で博物館長の管理責任や虚偽報告の点についての聞き取りが必要であった。

2 再調査委員による追加調査

浜松市調査を検証した結果、「資料紛失」や「長期にわたる虚偽報告」が起こった背景の検証が十分にはなされていないことから、過去に文化財課（博物館を含む。）に在籍していた職員 6 名（退職者 1 名を含む。）に対するヒアリングを実施した。

日時	対象者
9月2日（金）	2018年度在籍職員 4名 文化財課（課長） 博物館（博物館長、グループ長、主任）
10月11日（火）	2021年度在籍職員 2名 文化財課（課長） 博物館（博物館長）

3 再調査委員による検証結果

(1) 本件について

- ・博物館資料の紛失自体も問題であるが、紛失判明後の浜松市全体の対応があまりにも不適切である。
- ・再調査委員により、新たに6名に対し、ヒアリング調査を実施したところ、博物館資料が所在不明になっていることを複数人が完全に認識しながら、「毎回の備品調査時に「不明物品無し」との虚偽報告」「物品検査時に、他の博物館資料を「浜松城二の丸絵図」と偽って提示」「博物館職員全員で探索せず、少人数のみで片手間に探索」など、長年に渡って不適切な対応を続けてきたことが顕在化した。
- ・2011年度に「浜松城二の丸絵図」が所在不明であると歴史担当の学芸員が認識し、探索を開始したが、毎年度提出されている備品調査報告書は2020年度まで「ある」ものと

して記載されており、所在不明及び探索については触れられていない。事実を正直に報告せず、虚偽の報告を行ったことについて、責任者である博物館長の責任は大きい。

- ・ 物品検査での虚偽報告も問題であり、「ない」ものを「ある」と示した（他の博物館資料を代品として虚偽）ことは悪質である。
- ・ 物品検査という機会はあるものの、学芸員の専門性という観点から考えると、日常の博物館内での検査体制、チェック体制がそれ以上に重要である。

(2) 本件が起こった要因について

ア 非常にずさんな収蔵状況

- ・ 博物館資料は毎年増加していく一方である。
- ・ 本館で約 9 万点、分館も含めると約 16 万点の博物館資料がある中、電子台帳と紙台帳が混在し、さらに台帳に不備があるなど、整理が出来ていない。
- ・ 備品ではないから学術的価値がないとはならない。中には価値がないものも多数あるが、捨てるわけにはいかない。
- ・ 「浜松城二の丸絵図」について、2005 年に他館へ展示貸出された記録までは確認できるが、確実に返却されたのか書面では確認できない。
- ・ 博物館資料の管理システムはあるが、整理しなくてはいけない博物館資料が膨大で入力しきれていないのが現状である。整理一つにしても、漫然とやっつけてはいつまでも終わらない。

イ 初動時の対応、管理能力・危機意識の欠如

- ・ 2011 年の企画展「城絵図展」において、展示を予定していたと思われる「浜松城二の丸絵図」が所在不明と分かった際、浜松市において非常に重要な博物館資料が出展できないにも関わらず、なぜ問題化されなかったのか腑に落ちない。善意に解釈すれば「どこかにあるからそのうち出てくるだろう」と楽観的な見込みをしていたのだろうが、結果的に「隠ぺい」と言われるような事態になってしまったことは非常に遺憾である。重要な博物館資料が所在不明と判明した時点で、きちんと問題化して探索すべきであった。
- ・ 2020 年 11 月に文化財課長が初めて博物館資料の所在不明を認識した後、2021 年 7 月に文化振興担当部長や調達課長への報告、職員ヒアリングを実施するまでの期間が長すぎる。博物館資料の再探索をしていたとのことだが、2011 年から色々と探索して発見できなかったという経緯を踏まえると、速やかに各所に報告し、臨時休館して職員全員で探索するなど早期解決に向けた具体的対応をするべきであった。
- ・ 虚偽報告が行われた当時の博物館長、グループ長の責任感、倫理観、危機管理能力、マネジメント能力があまりにも低すぎる。「浜松城二の丸絵図」以外のものが無くなっていることを知らない、「浜松城二の丸絵図」が重要物品であることを知らないなど、役職者としての管理能力、危機意識が欠如している者がいる。

ウ 縦割りの組織体制

- ・博物館内で学芸部門と事務部門の間には高い壁があり、情報交換がなされていない。また、学芸部門の間でも、考古・歴史・民俗の専門分野ごとに縦割りになっており、他者の業務に自由に口出しできない風土がある。学芸員の資格を有する博物館長ですら、自分の専門分野以外の業務に口出しできないことは大問題である。チェック機能が全く働かず、業務運営も非効率になっている。
- ・探索についても、長年にわたり少人数の歴史担当の学芸員のみで進められており、組織的に博物館職員全員で行うなどの措置がとられていない。また、紛失自体を知らなかったと証言する職員もいるなど、これほどまで情報共有がなされていないのはあり得ないことである。
- ・事務職である館長の指示に従わない学芸員側の体制が過去にあったことは問題である。

エ 調達課の統制機能の不備

- ・博物館の物品管理も、調達課の物品検査も甘い。重要物品の確認でさえ不十分である。2018年度の物品検査において、調達課職員は、博物館職員から他の博物館資料の箱を検査対象備品が入った箱として示されたが、箱の確認のみで現物確認したこととしており、問題の発見を遅らせる原因となっている。博物館だけの問題ではない。
- ・毎年度実施している備品調査報告では、誰が棚卸をしたのかが分からない。また、調達課の物品検査は事後検査であるため十分な牽制は働かない。
- ・物品検査の限界もある。学芸員が当該博物館資料であると示した場合、検査員はそれを実物なのかを判断することが困難である。

オ 組織改編、行政改革の影響

- ・長年にわたり、博物館資料が所在不明となっていることを明らかにせず、物品検査に対して虚偽報告をし続けてきた各博物館長、所属長の責任は非常に重い。学芸員の意識のまま、博物館長や所属長に昇進しており、博物館全体の管理運営能力や危機管理能力が欠如している。
- ・博物館長は、専門性と管理運営能力の両方がなければならない。ただし、一人でどちらもできるという人はなかなかいない。組織改編で、館長補佐がいなくなったことにより管理運営面がおろそかになってきていたのではないか。
- ・虚偽報告をするに至った個人の責任もあるが、行政改革の中で職員の数が非常に少なくなっている背景もある。
- ・博物館長が毎年替わっていたら、博物館資料の整理ができていないなど、問題点はたくさんあるのに片付かない。

第4 再発防止策の提言

1 博物館の運営体制について

- ・通常からきちんと人的にも物的にも予算をつけて整理ができていれば、そもそもこのような事態は起きなかったのではないか。文化財課や博物館が置かれていた状況や事情、それらも十分に踏まえて、何がどうして起こったのかをきちんと考えなければならない。
- ・博物館運営を今後どのように位置づけていくかということを明確にすることも重要である。それによって予算規模を拡大する必要があるのか、縮小すべきなのかも変わってくる。
- ・学芸員をはじめ、博物館職員の事務作業量が多すぎる。単純業務の外部委託化やDX推進による業務効率化を図るとともに、業務のスクラップ&ビルドを実施し、業務の質を向上させ、職員が疲弊しないような対策を実施すべきである。
- ・博物館資料について、16万点ある全てを整理、点検、管理していくことは、現状の人員では不可能である。そのため、資料のトリアージを実施し、重要度に応じた効率的な保管方法を構築すべきである。
- ・学芸員にしか当該博物館資料が分からないような体制ではなく、誰が見ても当該博物館資料がどのようなものかが分かるような台帳整備が必要である。
- ・博物館資料の電子台帳化が急務である。ただし、台帳作成が目的化してはいけない。博物館資料が活用（公開、貸出等）しやすい台帳作成が必要である。
- ・収蔵庫の整理整頓が必要であることは言うまでもない。博物館資料の展示や貸借などを行った場合に、担当の学芸員のみがチェックするのではなく、2人以上で確認する、返却が分かるような書類を作成するなどが必要である。
- ・現在の収蔵庫は博物館資料の点数に比較して狭すぎる。空調設備も無く、博物館資料の保管に不適である。博物館のリニューアルにあわせて、博物館資料の保管に適した温湿度調整可能な広い収蔵庫新設が必要である。また、防犯カメラ設置など、セキュリティの強化に向けた物理的な対策も必要である。
- ・博物館資料は収蔵保管することだけが目的ではない。例えば、展示室内に収蔵保管棚を設置して、「見せる収蔵庫」にすることや、新設収蔵庫のバックヤードツアーを実施するなど、複合的な活用、展開を考えるべきである。
- ・保管方法も収蔵庫にしまうことだけが最善の方法とは言えない。博物館資料の中には、保管されているだけで、まったく展示されていないものもある。特に古民具のようなものは重複の確認や価値の再検討を行い、例えば同じものがいくつもある場合や価値の低いものは、小学校等の空き部屋に展示して、児童が気軽に触れて体験できるような形での保管方法もあるのではないか。それによって、博物館資料の管理コストも下がり、保管場所の確保も不要になると考える。
- ・今回紛失したと思われていた「浜松城二の丸絵図」等は、購入からほとんど展示される

機会もなかった。価値のある博物館資料であっても保管するだけでなく、例えば浜松城の展示室でも展示するなど、展示の在り方そのものを変えることで、博物館資料の保管コストを下げることもできると考える。

2 博物館資料の意義、特色について

- ・博物館資料とは、博物館法によれば、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。一方、地方自治法上の物品は、博物館資料を除外していないので、浜松市が所有する博物館資料は、物品に該当すると言わざるを得ない。そして、浜松市物品管理規則第3条で物品の分類として、①備品②動物③資材を挙げ、これら以外のものを④消耗品としている。次に同規則では、備品とは、取得価額又は評価額が2万円以上のものをいう。備品に該当する博物館資料は備品調査の対象となる。ところが、備品に該当しない博物館資料は、上記分類からすると消耗品となり、これらはたとえ文化的価値が高くても備品調査の対象にもならないし調達課の物品検査の対象にもならない。このように博物館資料について法令上の位置づけは曖昧である。しかし、博物館資料は、一般の管理物品とは異なり、経済的価値で評価しにくい上、考古・歴史・民俗等分野が専門的であり、一点一点が個性的である。このような博物館資料の特色も考慮して、再発防止策を検討しなければならない。

3 浜松市の物品管理体制について

- ・博物館は、浜松市が博物館資料を所有する意義及び目的を再確認し、博物館資料の取得、保存管理、利用、処分等に関する準則を整備すべきである。その中では、備品との関係を位置づけ、博物館資料の取得、保存管理（収蔵庫への出し入れ、配置を含む。）、利用、処分について複数人（チーム）で対応することを定めることが肝心である。
- ・各部局における備品調査は、原則二人以上で行う方がよい。また、誰が確認したかが重要である。棚卸は棚卸表等に署名や認印の押印等をして、各部署での担当者が事後に分かるようにし、またそうすることで責任を持って担当者が棚卸を実施することが可能となる。備品調査報告書の提出に際しては、誰が確認したのかが分かることが必要である。
- ・各部局が実際に備品調査を行う日程に合わせて、調達課による物品検査を行った方が効率的であり、また、有効性も上がる。調達課が、実際の備品調査の現場を確認しながら、備品調査マニュアルどおりでない部分は指摘するなどコントロールしていくことは有効である。
- ・職員教育のための説明会について、毎年度、新体制になった早い時期に、十分に時間をかけて新規担当者等へ実施することが必要である。
- ・今回の不祥事を受けて調達課から注意喚起の文書を発出したとのことだが、各部局の物品管理者（物品取締員）へ研修するなど、しっかりとした問題点の情報共有と指示徹底が必要である。

- ・物品管理は現場任せにせず、部・課・館として組織的に対応すべきである。
- ・調達課の物品検査は、「管理備品⁹」が主であって、「博物館資料たる備品¹⁰」まで管理することは困難と思われる。専門性にふさわしい博物館としての検査体制を別途考える必要がある。
- ・全ての備品を毎年検査するのは難しいかもしれないが、重要備品は博物館において、毎年点検すべきである。なお、今回不適正事例を起こした博物館に対して調達課は、今後数年間、毎年物品検査を行うべきである。

4 職員倫理、人事・組織の在り方について

- ・別場所の独立事業所なので、課長級の職員を配置し、責任と権限を付与すべきである。
- ・博物館の運営には、専門分野の能力と組織運営のマネジメント能力の両方が必要である。博物館長は学芸員資格を持つ専門職であったほうが対外的にはよいが、事務部門での管理能力がある館長補佐を配置し、多角的な観点において相互に補完しながらバランス良く博物館運営や博物館資料の管理をするべきである。
- ・今回の問題は、博物館の事業運営を今後どうするかという議論と平行して考えていかなければならない。直営で運営するのであれば、人事課も連携して運営を考えないといけない。
- ・指定管理者制度と比較して、直営は本来、人材の継続性のメリットがあるはずだが、短期間で人事異動させていて、そのメリットを享受できていない。異動間隔を長めにし、異動させる場合は主要ポジションの人物を同時に異動させないなどの対策をしなければ、何のために直営にしているのかということになる。なお、人事異動をさせること自体は、幅広い知見を得ることができ、俯瞰的に博物館運営全体を考えることに繋がるため、必要と考える。他市博物館との人事交流や民間からの派遣受け入れなど幅広い方策を検討すべきである。
- ・博物館は狭い組織なので、一般職員（学芸員）からグループ長、博物館長へと館内だけの人事異動で昇格していく場合も多いが、役職者としての上位レベルの役割意識、責任感、倫理観を醸成するための研修、教育が必要である。
- ・博物館職員の中で、学芸部門と事務部門の違いあるいは学芸部門内でも専門性の違いからくるセクショナリズム、人事異動時の引継ぎの不十分さ、危機管理意識の欠如等を強く感じた。本来ならばOJTにより、特殊性の高い業務知識や業務遂行のノウハウ等を継承していかなければいけないのに、そのような職場環境になかったと思われる。今後は、文化財課と連携したOJTにより、個々の職員の能力向上のみならず、職場に連帯感をもたせ、組織能力の継続的レベルアップに努めていかなければならない。
- ・本件は、資格だけは持っているが習熟していない職員が、研修やトレーニングの機会もなく、博物館運営の重要性を認識しないまま職務をこなさざるを得なかったことに起因

⁹ 机や椅子、パソコンなど、業務を遂行するために事務室等に備えてある備品

¹⁰ 博物館資料のうち備品となっているもの

すると考える。直営で運営するのであれば、学芸員を採用し、トレーニングを積んでもらい、経験を有する人材を養成していくことが非常に重要となる。今後の人事においては、異動だけでなく人材を養成するという観点が必要と考える。

- ・博物館には、学芸員、事務職員、指導主事、会計年度任用職員など多様な職員が働いているので、着任時には、最低限の基礎知識や博物館資料についての知識、所蔵や管理に関する研修などをする必要があると考える。
- ・現在の博物館は、閉鎖的で縦割り組織になっている。博物館のミッションを職員全員参加で構築したり、グループを横断した副担当を設置したりするなど、風通しの良い組織への改革が必要である。また、博物館リニューアル構想策定にあたっては、学芸員だけでなく、事務部門の人員も交えて館職員全員で情報共有、議論して実現するなど、組織の一体感醸成を図る必要がある。
- ・縦割りの仕事や長年博物館に勤務している職員とそうではない職員との間のコミュニケーションがスムーズにっていない。全員が一堂に会する機会を設け、率直な意見交換ができるような風通しのいい組織にする努力が必要と考える。
- ・博物館と文化財課とのコミュニケーションもスムーズにっていないような印象がある。今回、博物館資料の紛失を明示化して、きちんとした探索ができたのは、文化財課の課長補佐であった職員が博物館長になったことと無縁ではないと思う。文化財課長と博物館長の連携をより強めるような措置が必要と考える。

第5 まとめ

今回の再調査は、浜松市博物館が2021年度に実施した備品調査を通じ、所蔵する博物館資料6点の紛失を確認後、2022年3月25日の公表までの調査結果を踏まえ、浜松市長より、詳細な経緯を調査する必要があるとの認識のもと、委嘱を受けて実施したものである。

浜松市博物館は、本市の歴史と文化に関する資料の収集・保管・展示、調査研究及び学習会等の開催を一体として行う機関である。収集した資料の調査研究と活用を通じて、市民が郷土の歴史に関心を持つとともに、文化を継承・創造するための機会を提供することが、博物館には期待されている。

本件の再調査の結果を踏まえて、私たちは、4分野につき提言をさせていただいた。これらの提言を市が受け入れ、今後、博物館だけでなく、市全体の事務事業の改善、職員の意識改革につながることを切望する。

(参考) 再調査に使用した資料の一覧

No.	資料名
1	浜松市博物館資料紛失再調査委員設置要綱
2	浜松市博物館資料紛失再調査について
3	【概要】博物館資料(備品)の紛失について
4	博物館資料紛失案件調査対象職員在籍期間
5	浜松市博物館 概要
6	聞き取り調査結果(要点整理)
7	博物館の収蔵品に関する確認事項 集約表
8	平成22年度・27年度・30年度物品検査に関する確認事項
9	博物館の資料紛失に関する現状と課題及び対応
10	浜松市博物館資料紛失にかかる物品検査について
	《10の附属資料》
	(1) 顛末
	(2) 【通知】備品調査報告書の提出及び事務机・椅子使用状況調査について
	(3) 【通知】令和3年度物品検査の実施について
	(4) 【報告】令和3年度備品調査報告書の結果について
	(5) 【報告】物品等亡失及び損傷報告書について(博物館)
	(6) 物品検査調書(博物館)
	(7) 物品検査チェック表(R3)
	(8) 備品配置図1~5(R3)
	(9) リース物件配置図
	(10) 備品シールを貼れない備品一覧
	(11) 浜松市備品(博物館抽出)(R3)
	(12) 備品台帳一覧表(博物館抽出)(R3)
	(13) 再検査通知文
	(14) 物品紛失に伴う物品検査の結果について(博物館)
	(15) 【通知】物品管理の徹底について
	(16) 令和3年度物品検査の報告について
	(17) 【通知】適切な物品管理体制整備の徹底及び令和4年度物品管理マニュアルの格納について
	(18) 【通知】物品管理の徹底について(重要物品の画像登録作業等)
	(19) 物品検査方針(平成29年度~令和3年度)
	(20) 備品調査報告書(平成29年度~令和3年度)
	(21) 物品検査報告書(平成29年度)
	(22) 物品検査報告書(平成30年度)
11	総務部によるヒアリング

12	関連法規等	
	《文化財課・博物館関連》	
(1)	浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則	規則
(2)	浜松市事務分掌条例	条例
(3)	浜松市事務分掌規則	規則
(4)	浜松市博物館条例	条例
(5)	浜松市博物館条例施行規則	規則
(6)	浜松市博物館資料の館外貸出しの取扱い	内規
(7)	浜松市博物館資料の特別利用の取扱い	内規
	《調達課関連》	
(8)	地方自治法（抜粋）	法律
(9)	浜松市物品管理規則	規則
(10)	浜松市物品管理の検査等に係る要領	内規
(11)	物品管理マニュアル（令和4年度）	内規
(12)	物品検査方針（令和3年度）	内規
(13)	物品検査マニュアル（令和3年度）	内規